

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目 次

—— 条 例 ——
 ○亀岡市税条例の一部改正 (税務課) 4

議会事務局欄

—— 規 則 ——
 ○亀岡市議会会議規則の一部改正 8

—— 規 程 ——
 ○亀岡市議会事務局規程の一部改正 9

監査委員欄

—— 公 表 ——
 ○平成24年度定期監査 10
 ○平成24年度財政援助団体監査 14
 ○平成24年度定期監査 22
 ○平成24年度定期監査 23
 ○平成24年度行政監査 25
 ○平成24年度工事監査 29
 ○平成24年度定期監査結果に対する措置状況 32

教育委員会欄

—— 規 則 ——
 ○亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正 33
 ○亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部改正 34
 ○亀岡市文化資料館条例施行規則の一部改正 35

—— 訓 令 ——

○教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部改正 36

—— 教育長訓令 ——

○亀岡市教育委員会事務専決規程の一部改正 36

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 37
 ○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 37
 ○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 37
 ○亀岡市農業委員会の選挙された委員の解任請求に要する各選挙区における農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数 37

公平委員会欄

—— 規 則 ——

○管理職員等の範囲を定める規則の一部改正 38

—— 告 示 ——

○職員団体の登録 39

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 亀岡市農業委員会臨時総会の開催 39

上下水道部欄

—— 規 程 ——

- 亀岡市下水道条例施行規程の一部改正 40
- 亀岡市上下水道部処務規程の一部改正 43
- 亀岡市上下水道部職員の職の設置に関する規程及び亀岡市上下水道部職員就業規程の一部改正 44
- 亀岡市上下水道部決裁規程の一部改正 44
- 亀岡市公共下水道終末処理場に関する規程の一部改正 45
- 亀岡市上下水道部庁舎管理規程等の一部改正 46

—— 告 示 ——

- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の取消しの告示 49
- 公共下水道の供用及び汚水の処理の開始 49
- 亀岡市指定給水装置工事業者における事業廃止の告示 51
- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の取消しの告示 51

市立病院欄

—— 規 程 ——

- 亀岡市立病院庁舎管理規程及び亀岡市病院事業用行政財産使用料規程の一部改正 52
- 亀岡市立病院処務規程等の一部改正 55

—— 公 告 ——

- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 72

公布された条例のあらまし

亀岡市税条例の一部を改正する条例要綱

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例の一部を改正した。

- 1 延滞金の割合等の特例について、次のとおり見直すこととした。

区 分	現 行	改 正 後
納期から 1箇月以内	4. 3%	特例基準割合+1%
納期から 1箇月経過	14. 6%	特例基準割合+7. 3%

特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月～前年9月における平均に1%の割合を加算した割合（直近値2%）

- 2 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、次のとおり適用期間を延長するとともに、控除限度額を拡充することとした。

居 住 年		控 除 限 度 額
現 行	～平成25年12月	所得税の課税総所得金額等の5% (上限97,500円)
改 正 後	平成26年1月～ 平成26年3月	所得税の課税総所得金額等の5% (上限97,500円)
	平成26年4月～ 平成29年12月	所得税の課税総所得金額等の7% (上限136,500円) ※当該住宅借入金等に係る消費税率が 8%又は10%でない場合は、平成 26年3月までと同じ。

- 3 固定資産税等の課税標準の特例規定の延長等に伴い、この条例及び亀岡市都市計画税条例の附則における援用条項に係る規定整備を図ることとした。

- 4 その他所要の規定整備を図ることとした。

- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

- 6 この条例は、平成25年4月1日から施行した。ただし、1の改正は平成26年1月1日、2の改正は平成27年1月1日、4のその他所要の規定整備については、平成25年4月1日、平成26年1月1日及び平成27年1月1日からそれぞれ施行することとした。

条 例

亀岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第20号

亀岡市税条例の一部を改正する条例

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2章及び第3章」を「第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）」に改める。

第34条第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第52条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第107条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第3条の2中「、第51条の13」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められた商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第51条の13に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え、「（以下本項）」を「（当該期間内に前条第2項の規定により第51条の13に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項）」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第4条の2中「第9項」を「第10項」

に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条中「、又は」を「又は」に、「、若しくは」を「若しくは」に改める。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第22条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第22条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第23条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第

5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日

(2) 附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成27年1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税

については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第22条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 3 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第7項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

(亀岡市都市計画税条例の一部改正)

第5条 亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第4項、第5項及び第6項中「第2項」を「附則第2項」に改め、同附則第13項中「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、

第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改める。

「揭示済」

議会事務局欄

規則

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月4日

亀岡市議会議長 木曾利廣

亀岡市議会規則第2号

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

広報広聴会議	議会の広報広聴の推進に関する協議又は調整を行うこと。	議長が指名する議員	委員長
政策研究会	市の政策研究を行うこと。	議会運営委員会で承認された議員	政策研究会代表者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

規 程

亀岡市議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

亀岡市議会議長 木曾利廣

亀岡市議会規程第2号

亀岡市議会事務局規程の一部を改正する規程

亀岡市議会事務局規程（昭和60年亀岡市議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、次長」の次に「、副課長」を加える。

第4条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「次長」を「副課長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 副課長は、上司の命を受けて所掌事務を掌理し、次長と連携して所属職員を指揮監督する。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第3項中「上席係長」を「、副課長及び上席係長」に改め、同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（副課長の専決）

第9条 副課長の専決事項は、事務処理規程第37条に定める副課長共通専決事項を準用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月8日

亀岡市監査委員 大西鎮雄

亀岡市監査委員 小島義秀

- 1 監査の種類 平成24年度定期監査
- 2 監査の期間及び対象課等
 - (1) 平成24年9月18日～平成24年11月16日
 - 政策推進室（政策推進課、安全安心まちづくり課）
 - 企画管理部（夢ビジョン推進課、秘書広報課、人事課、契約検査課）
 - 会計管理室
 - 議会事務局
 - (2) 平成24年10月17日～平成24年12月17日
 - 健康福祉部（こども福祉課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課）
 - (3) 平成24年12月10日～平成25年2月12日
 - 産業観光部（農林振興課、国営事業推進課、ものづくり産業課、観光戦略課）
 - 農業委員会事務局
- 3 監査の対象 監査の対象課等にかかる平成24年度の財務に関する事務の執行について
- 4 監査の方法 財務に関する事務の執行について、関係書帳簿、証拠書類等を審査し、関係各課長等への質問調査を行った。
- 5 監査の結果 監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。
なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 政策推進室

以下の各課にかかる平成24年8月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

ア 政策推進課

特に指摘する事項はなかった。

イ 安全安心まちづくり課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 企画管理部

以下の各課にかかる平成24年8月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 夢ビジョン推進課

特に指摘する事項はなかった。

イ 秘書広報課

広告掲載の事務において、可否の決定を広告申込者に文書で通知されていなかった。

広告掲載規則には、承諾の可否を決定し、広告申込者にその旨を通知しなければならないと定められている。

事実確認が可能となるよう規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 人事課

特に指摘する事項はなかった。

エ 契約検査課

特に指摘する事項はなかった。

(3) 会計管理室

平成24年8月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、会計年度単位で定めた市有地敷地料において、納入通知書に記載された納期限が、5月9日となっていた。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(4) 議会事務局

平成24年8月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(5) 健康福祉部

以下の各課にかかる平成24年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア こども福祉課

(ア) 過年度収入の調定事務において、前年度の市有地占用料の収入未済分が調定されていなかった。

財務規則には、出納閉鎖期日までに収納されないものがあるときは、閉鎖期日の翌日に翌年度へ繰り越さなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 市有地占用料において、年度途中で占用許可申請があった納入通知書の納期限について、14日を超える日が記載されていた。

財務規則には、会計年度単位等で定めた以外の収入金の納期限は、納入通知書を発する日から14日以内の日とすると定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 民間社会福祉施設に対する長時間保育助成金において、補助申請に必要な書類が添付されていなかった。

社会福祉法人の助成に関する条例及び補助金等交付規則には、申請手続きに必要な書類が規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 社会福祉課

(ア) 過年度収入の調定事務において、前年度のくらしの資金貸付金滞納繰越分の収入未済分の一部が調定されていなかった。

財務規則には、繰り越した収入金で翌年度の末日までに収納済にならないものについては、その翌日において翌々年度の調定済額に繰り越ししなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) セーフティネット支援対策事業において、賃金の支払いが定められた期日を超える日のものがあった。

労働基準法には、賃金は毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 生活保護費返還金の収入事務において、出納員その他の会計職員でないものが現金を取り扱っていた。

地方自治法には、会計管理者の事務（現金の出納及び保管）を補助させるため出納員その他の会計職員を置き、出納員その他の会計職員は普通地方公共団体の長がこれを命ずると定められている。

現金を取り扱う場合は、規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 障害福祉課

特に指摘する事項はなかった。

エ 高齢福祉課

(ア) 機能訓練負担金及び介護予防事業一部負担金において、一部の納入通知書の納期限が記

載されていなかった。

地方自治法施行令により、納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でなければならない。また、財務規則において、収入金の種別ごとに納期限を定めている。

納入通知書に納期限を記載し、適正な事務処理をされたい。

(イ) 介護予防事業一部負担金の収入事務において、出納員その他の会計職員でないものが現金を取り扱っていた。

地方自治法により、会計管理者の事務（現金の出納及び保管）を補助させるため出納員その他の会計職員を置き、出納員その他の会計職員は普通地方公共団体の長がこれを命ずると定められている。

現金を取り扱う場合は、規定に基づき適正な事務処理をされたい。

オ 健康増進課

特に指摘する事項はなかった。

(6) 産業観光部

以下の各課にかかる平成24年10月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 農林振興課

(ア) 会計年度単位で定めた市有地占用料において、納入通知書に記載された納期限が、4月27日となっていた。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 臨時的任用職員の勤務条件通知書において、休憩時間が明示されていなかった。

労働基準法には、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 臨時的任用職員の勤務条件通知書において、任用期間が6箇月を超えていた。

臨時的任用職員取扱規則には、臨時的任用職員の任用期間は、1日を単位として6箇月を超えないものとする定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 国営事業推進課

特に指摘する事項はなかった。

ウ ものづくり産業課

特に指摘する事項はなかった。

エ 観光戦略課

特に指摘する事項はなかった。

(7) 農業委員会事務局

平成24年10月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。特に指摘する事項はなかった。

以上が、平成24年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

◎総括事項

今年度の監査にあたっては主に次の事項を主眼において実施した。

監査の主眼

- ・ 予算執行が計画的にかつ効果的に進められているか。
- ・ 財務に関する事務の執行が適正に行われているか。
- ・ 事務事業の執行において経済性、効率性を重視しているか。

今回の監査で見受けられた以下に挙げる点については、今後の事務処理において留意されたい。

- 1 臨時的任用職員の雇用について、勤務条件通知書の勤務条件と雇用実態が即していない事例があった。勤務実態に即した勤務条件通知書となるよう留意されたい。

また、一人の臨時的任用職員が複数の事業の事務補助を行う雇用形態において、日々どの事業の事務補助を行ったかを確認するものがなかった。賃金の支出にあたっては、従事内容に応じた事業費から支出処理がなされるよう日々の従事業務が明確にできるよう整理されたい。

- 2 財産管理において、備品については台帳の整備がなされていたが、各課で様式・記載内容が異なるものが見受けられた。については、様式の統一により、適切な管理を図られたい。また、債権についても台帳と合わせ原本となる書類の適切な管理に努められたい。

厳しい財政状況を踏まえ、職員一人ひとりが危機感を強く持ち、事務処理の基本を押さえた上で、今後も職員一丸となって効率的・効果的な事務執行に努められることを期待する。

「揭示済」

亀岡市監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月8日

亀岡市監査委員 大西鎮雄

亀岡市監査委員 小島義秀

1 監査の種類 平成24年度財政援助団体監査

2 監査の対象及び範囲

公益社団法人亀岡市シルバー人材センター及び財団法人亀岡市農業公社の次の財政援助に係る出納その他の事務並びに健康福祉部高齢福祉課及び産業観光部農林振興課の同財政援助に係る事務の執行について

(1) 公益社団法人亀岡市シルバー人材センター

平成23年度公益社団法人亀岡市シルバー人材センター運営補助金 3,346,000円

(2) 財団法人亀岡市農業公社

平成23年度財団法人亀岡市農業公社指定管理料

亀岡市農業公園の維持管理に係る管理事務経費 5,700,000円

亀岡市土づくりセンター管理運営に係る経費 2,417,940円

3 監査の期間

(1) 公益社団法人亀岡市シルバー人材センター

平成24年10月17日から平成24年12月28日まで

(2) 財団法人亀岡市農業公社

平成24年12月3日から平成25年2月12日まで

4 監査の着眼点

(1) 公益社団法人亀岡市シルバー人材センター

ア 所管部課関係

(ア) 補助金の決定は法令等に適合しているか。

(イ) 補助金の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

(ウ) 補助金の条件その他補助に関する指令等の内容は明確か。

(エ) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。

(オ) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告等によりなされているか。

イ 財政援助団体関係

(ア) 事業計画書、予算書等所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

(イ) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

(ウ) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

(エ) 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。

(オ) 支出伝票や領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

(カ) 職員の人件費に係る経理は適正か。

(キ) 会計処理上の責任体制は確立されているか。

(2) 財団法人亀岡市農業公社

ア 所管部課関係

- (ア) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (ウ) 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- (エ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (オ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続きは適正になされているか。
- (カ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (キ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は支持を行っているか。
- (ク) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

イ 財政援助団体関係

- (ア) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (ウ) 利用料金制を定めており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は適正になされているか。
- (エ) 利用増進のための努力はされているか。
- (オ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (カ) 公の施設に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (キ) 公の施設に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

5 監査の方法

補助金等が交付目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、指定管理が締結した基本協定に基づき適正かつ効率的に執行されているか、また、財政援助団体に係る出納経理が適正に行われているかなどについて、出納関係帳簿その他関係書類の提出を求め審査を行うとともに、関係職員等から事務の執行状況を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 公益社団法人亀岡市シルバー人材センターに対する監査の結果

ア 人件費における事務局職員の給与の支払いにおいて、職員給与規程に基づく支払いがなされていなかった。

規程に基づき、適正に事務処理をされたい。

イ 事業費における賃借料の支払いにおいて、挙証資料の保管に一部不十分なところがあった。支出証票等の整理を行うなど、適正な事務処理に努められたい。

監査結果は以上のとおりである。

シルバー人材センターは、その設立目的を達成するため、高齢者の就業機会の確保と拡大、シルバー農園事業の実施、未就業相談会の実施やワークシェアリング推進による就業の適正化に努めるなど多くの事業を展開している。

厳しい社会経済情勢の続くなかではあるが、今後とも、受注開拓に向けて積極的に活動を行うとともに、高齢化社会における高齢者の生きがいの充実や社会参加を促進するため、関係機関との連携を図りながら、就業機会の提供に一層努められることを期待するものである。

(2) 財団法人亀岡市農業公社に対する監査の結果

ア 土づくりセンターに係る経費について、指定管理に係る経費と他の経費が一括処理されていた。

指定管理に係る経費と他の経費は区分し、適正な管理をされたい。

イ 就業規則において亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例を引用されているが、引用元が条例改正されているにもかかわらず、改正前の条例を引用されていた。

就業規則と引用元の条例との整合性を図り、適正な事務処理をされたい。

ウ 超過勤務手当の支払いについて、実際は支払いをされているにもかかわらず根拠となる書類がなかった。

超過勤務命令簿等を作成し、適正な事務処理及び管理をされたい。

エ 農業公園植栽に係る事務処理において、契約が締結されず、支払いがなされていた。

農業公社会計規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

(3) 産業観光部農林振興課に対する監査の結果

亀岡市農業公園及び土づくりセンターの管理運営に関する基本協定書において、業務上の管理をつかさどる業務主任を定め、書面をもって市長に通知するものとする規定されているが、通知されていなかった。

また、仕様書において年次報告書の提出については管理者が直接雇用する業務従事者の配置状況が明らかになる書類を添えて提出することとされているが、業務従事者の配置状況が明らかになる書類がなかった。

亀岡市農業公園及び土づくりセンターの管理運営に関する基本協定書に基づき、書類の提出を求めるなど指導の徹底に努められたい。

監査結果は以上のとおりである。

(4) 亀岡市農業公社は、亀岡市土づくりセンターで生産する畜産堆肥「さくら有機」を活用した、環境にやさしい環境保全型農業の促進を図るとともに消費者ニーズにあった安全・安心な農産物の供給と高付加価値化を目的として、地域の特性を活かした様々な仕組みづくりを支援している。

農業を取り巻く厳しい環境と施設の経年劣化による維持管理経費の増加に伴い、農業公社の経営実態は厳しい状況にある。引き続き経常的経費の縮減を図り、関係機関団体が協調して、「さくら有機」の販売促進による収入増加や事業制度の活用により、さらに経営の健全化に努められることを期待するものである。

公益社団法人亀岡市シルバー人材センター

団体の概要

公益社団法人亀岡市シルバー人材センターの目的及び組織等は、次のとおりである。

1 設立の目的・事業

公益社団法人亀岡市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）は、高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業機会の確保と提供により、生きがいの充実、社会参加の推進を図り、地域社会づくりに寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- (1) 就業機会の確保と拡大
- (2) 会員の安全就業対策
- (3) 適正就業の取組み
- (4) 会員の福利厚生事業の充実
- (5) 20周年記念事業の推進
- (6) 独自事業
- (7) 関係機関との連携強化
- (8) 財政運営の推進

2 組織（平成24年3月31日現在）

役員	理事	11人	（うち理事長1人、副理事長1人、専務理事1人）	
	監事	2人		
事務局	事務局長	1人	事務局次長	1人
	主幹	1人	主任	2人
会員	603人（男性407人 女性196人）			

3 主な事業実施状況（平成23年度実績）

事業の内容	実施状況
就業機会の確保と拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の就業機会の確保のため、理事の発注者訪問活動を実施した。 ・事業の紹介活動を実施した。 ・就業開拓委員による就業拡大活動を実施した。
会員の安全就業対策	<p>安全就業委員会を中心に安全就業と会員相互の健康保持対策に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業場所安全巡回活動 ・安全標語運動 応募 23点 ・京都府シルバー人材センター連合主催の安全就業推進大会の参加

適正就業の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ペア又はローテーション就業を実施した。 ・ワークシェアリングの推進と就業の適正化に努めた。 ・会員の就業機会を拡大するため、未就業相談会を実施した。 <p style="text-align: center;">参加者 35名</p>
会員の福利厚生事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の親睦、地域ボランティア活動及び互助会組織の支援に努めた。
20周年記念事業の推進	<p>記念事業実行委員会を中心に設立20周年記念事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20周年記念式典 5/28 ・ボランティア清掃活動 <ul style="list-style-type: none"> 保津川花火大会クリーン作戦 8/8 J R 4駅前クリーン作戦 8/31 ・シルバー大運動会 10/28 ・20周年記念誌の発行 3/28
独自事業	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な野菜作りを目指してシルバー農園事業を実施した。 ・宝塚市シルバー人材センターに委託販売を行った。 ・会員を対象に毎週水曜日に朝市による展示即売を行った。
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・京都労働局、京都府、亀岡市等の関係機関との連携を密にし、近隣シルバー人材センターと交流を深めた。 ・京都府シルバー人材センター連合会が主催する研修会に参加した。
財政運営の推進	経費削減と効率的、効果的な事業実施に努めた。

4 補助金の概要

平成23年度に亀岡市からシルバー人材センターへ交付された補助金額は3,346,000円で、補助対象事業及びその内訳は次のとおりである。

(単位：円)

補助対象事業等	事業費	補助金額	補助内訳等
人件費補助	22,187,534	3,046,000	給料(3人分) 2,000,000 (事務局長、主幹、主任)
			特別手当 500,000
			諸手当 500,000
			社会保険料 46,000
事業費補助	2,061,518	300,000	賃借料 300,000
合計	24,249,052	3,346,000	

財団法人亀岡市農業公社

団体の概要

財団法人亀岡市農業公社の目的及び組織等は、次のとおりである。

1 設立の目的・事業

財団法人亀岡市農業公社（以下「農業公社」という。）は、農畜産業を取り巻く厳しい環境に対応するため、畜産公害の発生防止等による地球環境の保全や耕畜連携の循環型農業の推進、また、亀岡市農業公園における潤いのある緑のまちづくりや若い担い手の育成を図るとともに女性や高齢者などの多様な担い手の意欲を大切にしながら新規就農を支援するなど、地域農業の確立を促進するため次の事業を推進している。

(1) 堆肥事業

- ア 畜産堆肥の製造に関する業務
- イ 堆肥散布作業の受託に関する業務
- ウ 農産物及び農業用資材に関する業務
- エ 亀岡市土づくりセンターの施設及び付帯設備等の維持管理に関する業務
- オ その他堆肥事業に必要な業務

(2) 公園事業

- ア 体験農園等に関する業務
- イ 農業公園の管理に関する業務
- ウ その他公園事業に必要な業務

(3) その他農業公社の目的を達成するために必要な事業

2 組織（平成24年3月31日現在）

役員	理事	9人（うち理事長1人、副理事長2人、常務理事1人）
	監事	2人
	評議員	9人
事務局	事務局長	1人（常務理事兼務）
	総務課主査	1人
	事業課作業員	1人
	事業課臨時作業員	3人

3 主な事業実施状況（平成23年度実績）

事業の内容	実施状況
堆肥事業	(1) 畜産堆肥の製造に関する業務 ・ さくら有機の製造（処理量 約45 t／日、生産量 約25 t／日）や二酸化炭素の地下貯留を目的とした炭堆肥の製造を行い、畜産公害の発生防止による地域環境の保全及び畜産振興に取り組んだ。

	<p>家畜糞尿処理戸数 酪農 6、肥育 4、養豚 1、養鶏 0</p> <p>(2) 堆肥散布作業の受託に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産堆肥の散布により環境にやさしい耕畜連携の循環型農業を推進し、圃場の優良土壌づくりを地域営農組織等と連携して行った。 <p>堆肥散布作業受託面積 約200ha</p> <p>(3) 農産物及び農業用資材に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域農業の振興を支援するため、大学等と共同で炭堆肥を使用したクールベジタブルの栽培研究を行った。
公園事業	<p>(1) 体験農園等に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> アグリフェスタにおいて、芋ほり体験を実施し、老若男女に農業にふれあう機会を提供した。 <p>芋ほり体験参加者 約230名 (200株)</p> <p>(2) 農業公園の管理に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 花樹等の植栽等の管理運営を行い、市民の憩いの場を提供した。 <p>年間利用者 延べ6,000名</p> <p>(3) その他農業公社の目的を達成するために必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 「食」と「農」にふれあうイベントとしてアグリフェスタ実行委員会に参画し、芋ほり体験や畜産堆肥の普及活動等を行った。 <p>アグリフェスタ来場者 約1,500名</p>

4 指定管理料の概要

平成23年度に亀岡市から農業公社に支出された指定管理料の額は8,117,940円で、対象事業及びその内訳は次のとおりである。

(単位：円)

対象事業	事業費	指定管理料	内訳等
堆肥事業	2,417,940	2,417,940	運搬車両の分割購入費用 (5年割賦) 2,417,940
公園事業	5,881,021	5,700,000	給料手当 1,292,263 福利厚生費 152,292 臨時雇賃金 237,267 消耗品費 72,060 修繕費 193,737 燃料費 16,221 光熱水料費 591,230 租税公課 10,000 委託費 2,048,782 雑費 142,815 資材購入費他 943,333
合計	8,298,961	8,117,940	

「揭示済」

亀岡市監査公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月8日

亀岡市監査委員 大西鎮雄

亀岡市監査委員 小島義秀

1 監査の種類 平成24年度定期監査

2 監査の対象及び期間等

	対 象	対象期間	実施期間
教 育 部 教 育 機 関	曾我部小学校 吉川小学校 稗田野小学校 大井小学校 千代川小学校 川東小学校 保津小学校 亀岡中学校 別院中学校 南桑中学校 育親中学校 高田中学校	平成24年4月1日 ～平成24年9月30日	平成24年10月12日 ～平成24年12月7日

3 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行状況が適正か。
- (2) 構内、通学路における安全対策が適正か。
- (3) 個人情報の取り扱いは適正か。

4 監査の方法 平成24年度の財務に関する事務の執行について、各施設において、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、関係課長、校長等への質問調査を行い、必要な事項について実地調査を行った。

5 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。

- (1) 理科実験用薬品及び医薬品等の保管について

薬品台帳の整備と併せて定期的な在庫確認がされているかを主眼に実施した。

今回監査対象となった各小・中学校において、薬品管理等について不適正な取り扱いが見受けられた。

毒物、劇物及び劇薬については、施錠による保管の徹底と併せて、保存期限や在庫量の適正管理を図られたい。

(2) 備品の管理について

在庫管理における台帳の整備がされているかを主眼に実施した。

今回監査対象となった全ての小・中学校において、台帳がそれぞれ整備されていたが、一部の学校において、備品台帳に記入がされていないものが見受けられた。

備品台帳について、適正な管理をされたい。

以上が、平成24年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

学校運営において最も留意すべきは、児童・生徒の安全対策である。通学路の安全確保については、各小学校において緊急の合同点検を実施し、危険箇所を中心に関係者の協力のもと最善の対策を講じているとのことであったが、引き続き関係機関と協力しながら、安全確保に努められたい。

なお、今回の監査を通して、小学校の施設において、廊下・体育館の雨漏り等施設を管理する上で改善すべき箇所が見受けられた。また、教職員や来訪者の車が校庭内の一部を駐車場として占有しているため、児童の安全確保が不十分であると見受けられる学校があった。については、これからの安全対策についても万全を期されたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月18日

亀岡市監査委員 大西鎮雄

亀岡市監査委員 小島義秀

1 監査の種類 平成24年度定期監査

2 監査の期間 平成25年1月17日～平成25年3月14日

- 3 監査対象課等 上下水道部（営業課、水道課、下水道課）
市立病院
- 4 監査の対象 監査対象課等にかかる平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 5 監査の方法 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、関係各課長等への質問調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 上下水道部

以下の各課にかかる平成24年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 営業課・水道課（上水道事業会計）

特に指摘する事項はなかった。

イ 営業課・水道課（簡易水道事業特別会計）

特に指摘する事項はなかった。

ウ 営業課・水道課（一般会計）

特に指摘する事項はなかった。

エ 営業課・下水道課（下水道事業会計）

臨時的任用職員の雇用において、勤務条件通知書の雇用条件と雇用の実態が異なっていた。勤務条件通知書に基づいた雇用を行い、適正な事務処理を図られたい。

オ 営業課・下水道課（地域下水道事業特別会計）

亀岡市農業集落排水事業水洗化補助金の交付事務において、実績額として報告された額を確認する支出証拠書類がなかった。

亀岡市補助金等交付規則には、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、当該補助事業等の成果を記載した実績報告書に、収支決算書、その他市長の必要とする書類を添えて、市長に提出しなければならないと規定されている。

補助事業者等から提出物の補充を求めるなど、実績額の確認方法について改善されたい。

以上が、上下水道部にかかる平成24年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

なお、今回の監査において、一人の臨時的任用職員が2会計の事務補助を行う雇用形態につ

いて、日々どの事業の事務補助を行ったかを確認するものがなかった。賃金の支出にあたっては、従事内容に応じた事業費から支出処理がなされるよう日々の従事業務を明確にできるよう整理されたい。

平成25年度には上下水道料金ともに第2段階目の料金改定を行い、受益者負担を求め経営の健全化を図る予定であるが、そのためには、さらなる経費の削減と業務の効率化を進める中で安定的な事業経営に努められたい。

(2) 市立病院（病院事業会計）

平成24年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、委託業者駐車場、納入業者等駐車場の収入事務において、納入通知書の歳入科目が一部しか記載されていないものや納入通知書の納期限が記載されていないものがあった。

地方自治法施行令により、納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でなければならないと定めている。

納入通知書に歳入科目及び納期限を記載し、適正な事務処理をされたい。

以上が、市立病院にかかる平成24年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

本年度、良質な医療の提供と患者サービスの向上のため、電子カルテの導入による診療体制の強化を図られていたが、入院・外来患者数ともに昨年と比較すると減少し、大幅な診療費の減収が見込まれる。今後も市立病院が求められている救急医療体制と良質な急性期医療充実に向け、引き続き医師の確保と併せ地域医療機関と連携を図るなど経営改善に努められたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第5号

地方自治法第199条第2項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月18日

亀岡市監査委員 大西鎮雄
亀岡市監査委員 小島義秀

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 平成24年度行政監査
- 2 監査のテーマ 施設使用料の減免について
- 3 監査の目的

公の施設の使用については、その使用の対価として使用料を徴収することができ、使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされている。そして、使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）は、発生した使用料の一部又は全部を消滅させるもので、特例措置として行われる。

使用料の減免は、地方公共団体の有する権利を放棄することであることから、統一的な基準により適用されるべきであり、受益者負担の公平性の確保に十分配慮し、広く市民から理解が得られるよう厳正に運用されるべきである。

については、施設使用料の減免の取扱いが適正に行われているかを目的として監査した。

4 着眼点

- (1) 施設使用料の減免の根拠法令、基準等が整備されているか。
- (2) 減免基準に基づく決定は適正に行われているか。
- (3) 施設使用料の減免の事務手続きは適正に行われているか。

5 監査の期間

平成25年1月17日～平成25年3月14日

6 監査の対象

公の施設（建物・土地）の使用料
ただし、備え付け物件の使用料及び目的外使用料は除く。

7 監査の対象施設

主管となる部課		公の施設
市立病院管理部	病院総務課	駐車場
	医事課	特別療養環境室 (特別室、個室、2人室)

8 監査の方法

監査対象課より提出された行政監査調査票の中から抽出を行い、関係書類の提出を求め、関係各課長等への質問を行った。

9 減免の状況

監査を実施した施設使用料の減免状況は、次のとおりである。

平成24年4月1日から平成24年12月31日までの期間を対象に監査したところ、駐車場については、本来徴収すべき使用料が1,628,260円に対して、減免額が96,000円（5.90%）であった。

特別療養環境室については、本来徴収すべき使用料が25,673,550円に対して、減免額が6,817,125円（26.55%）であった。

公の施設	主管課	使用件数	本来徴収すべき使用料	減免件数 (減免率)	減免額 (減免率)
駐車場	病院総務課	82,159件	1,628,260円	6件 (0.01%)	96,000円 (5.90%)
特別療養環境室 (特別室、個室、2人室)	医事課	4,288日	25,673,550円	1,030日 (24.02%)	6,817,125円 (26.55%)

第2 監査の結果

公の施設使用料の減免の取扱いが、適正に行われているかを着眼点に沿って、監査を行った。結果については、次のとおり改善、検討を要する事項が認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

1 監査対象施設の監査結果

(1) 施設使用料の減免の根拠法令、基準等が整備されているか。

地方自治法第225条において、「公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」とあり、同法第228条第1項において、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」とある。

また、同法第96条第1項第10号において、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。」とあり、権利の放棄に該当する減免については、議会の議決を得るか条例に規定を設けることが必要である。

今回の監査対象となった施設使用料について、条例等において減免規定は整備されていたが、条例等の減免規定と実際の減免理由との整合性が図られていなかった。

については、条例等の減免規定が実際の減免理由と整合性が図られるように整理されたい。

(2) 減免基準に基づく決定は適正に行われているか。

公の施設の利用者は、その使用の対価として使用料の支払いが生じるが、公益上等の理由により特例措置として減免規定が設けられている。

したがって、減免の適用にあっては、受益者負担の公平性を損なうことのないよう、合理的な運用を図る必要がある。

各施設の減免決定の状況は、次のとおりであった。

〔駐車場〕

駐車場の許可は駐車許可願（証）により確認できたが、減免の決定については確認する書類

がなかった。

〔特別療養環境室（特別室、個室、2人室）〕

特別療養環境室使用料の減免において、その理由が治療上の必要性によるもの以外については、根拠法令やその適用条項が不明瞭であった。

については、駐車場における減免の決定について、申請書等を整備するよう改善されたい。

特別療養環境室における減免の決定について、根拠法令等を明確にして適否の決定をされたい。

(3) 施設使用料の減免の事務手続きは適正に行われているか。

施設使用料の減免の事務については、条例等の規定に基づき、減免の適否、減免額の決定、減額分を除く使用料の徴収などの手続きを行う必要がある。

各施設の減免事務の状況は、次のとおりであった。

〔駐車場〕

駐車場の減免の決定について、亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例第4条第1項には、「管理者は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。」とされているが、決裁権者以外の決裁となっていた。

〔特別療養環境室（特別室、個室、2人室）〕

室料差額減免申請書において、本人の申請によるものでなかった。

については、駐車場における減免の決定について、特に専決の定めがない場合は、病院事業管理者による決裁となるよう改善されたい。

特別療養環境室における減免申請について、本人による申請が原則であるので、本人申請となるよう書類の整備を図られたい。

2 監査結果に基づく総括意見

施設使用料は、厳しい財政状況が続く本市にとって重要な財源であり、公正かつ公平な負担・徴収に努めることは市に課せられた責務である。減免とは、監査の目的でも述べたとおり、発生した納付義務の一部又は全部を消滅させるものであるため、一定基準のもとで例外的に適用されるべきである。公正・公平な受益者負担の原則等に十分配慮し、広く市民から理解を得られるような適正な運用とともに、執行に当たっては、利用者間に不公平が生じないよう統一的な事務処理を求めるものである。

なお、今回、監査の対象にならなかった施設についても、適正な減免制度の運用がなされるよう全庁的な取組みを期待するものである。

「揭示済」

亀岡市監査公表第6号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月18日

亀岡市監査委員 大西鎮雄

亀岡市監査委員 小島義秀

1 監査の種類 平成24年度工事監査

2 監査の対象 (仮称) 亀岡市立天川文化センター改築工事
[生涯学習部 人権啓発課]
[まちづくり推進部 建築住宅課]

3 監査実施期間 平成24年10月26日から平成25年1月23日まで

4 監査の方法

対象工事については、契約金額1,000万円以上の工事の中から抽出した。

この監査に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、協同組合総合技術士連合と工事監査に伴う技術調査及び技術的指導業務委託契約を締結し、関係書類の調査及び工事現場の視察等の調査を実施した。この監査結果報告は、同連合技術士の調査意見を参考として作成したものである。

5 監査の結果

(仮称) 亀岡市立天川文化センター改築工事

契約金額 346,710,000円 (内消費税 16,510,000円)

工期 平成24年6月19日～平成25年3月29日

請負業者 石村・三煌特定建設工事共同企業体

監査執行日 平成24年12月7日

工事概要

- ・敷地面積 2,213.93㎡
- ・建築面積 580.43㎡
- ・延床面積 987.69㎡
- ・用途 隣保館
- ・構造 鉄骨造 2階建て
- ・電気設備工事

・機械設備工事 等

監査結果

調査に際しては、事前に調査計画書を作成し、調査当日までにその計画書に示した質問事項に対して担当部署から回答を頂いた。調査当日は準備されている書類を調査するとともに、回答事項に対する疑問点を示し、追加質問をする形で調査を進めた。

工事関係書類は必要にして十分であり、かつ良く整理されていた。提示された書類を検分し、疑点は関係者に質し、当工事の計画・事前調査・設計・積算・契約・施工計画・施工管理・施工状況等の各調査段階における技術的事項の実施態様について吟味した。その結果は、総括的には良好であると判断した。

◎計画について

亀岡市では5箇所の文化センターとの6箇所の児童館が設置されており、住民交流の拠点として活用されていた。

天川文化センターは、昭和44年に天川隣保館として建設され、昭和47年には隣接地に別棟として、天川老人センターが建設された。

天川文化センター改築工事は、両施設の老朽化が著しく、耐震性や借地問題等の理由から両施設を閉館し、一つの施設として新たな用地に地域福祉の向上、住民交流の拠点及び人権に関わる活動の中核となる施設として建設するものであった。

建設に際しては、建設委員会を設けて地元の意見や学識経験者の意見を反映するように努力しており評価できた。

限りある財源を市民サービスの向上のために、いかに効果的に割り振っていくかが行政の重要な使命・役割である。このため本事業が、公共工事として妥当な計画であり、市民ニーズに沿った予算配分であることを説明できるようにしておくことが望まれる。

◎事前調査について

計画地は周辺に農地が広がる位置にあり、工事による近隣問題や環境的な影響が少ない敷地であった。敷地の地盤状況を把握するためボーリングが1箇所実施されており、構造設計に反映されていた。事前調査は、設計や施工に際して参考とする諸情報を得ることが主な狙いであるが、建設委員会やユーザーとなる部門の専門家や住民の意見もヒヤリングされ、設計に反映できる情報はよく収集されているものと判断した。

◎設計について

勾配のある瓦屋根を採用しており、地域の景観にインパクトのある外観を意図した設計がなされていた。

障害者の機能訓練室、防災対応、デイサービス等を兼ねた多目的利用室、生活相談室、老人センター機能を兼ねた教養娯楽室、各種研修、集会对応の大会議室や中小の会議室等々各種の部屋が意欲的に盛り込まれており、新たな事業展開も踏まえた平面設計となっていた。

公共施設は、町並み形成の重要な核となることが期待される施設であることを意識して具体的な町並み像を明確にし、設計される（設計委託される）ことを期待する。

◎積算について

積算数量は、設計事務所の拾い出した成果品を工事担当課の課長以下がチェックしていた。

単価構成は、「建設物価」、「建築施工単価」、「建築コスト情報」、「京都府営繕連絡協議会単価」等に基づき決定されていた。

単価については、さらにコスト削減を図るためにも応札業者から詳しい内訳書を収集しその内容を検討するなど市場の実勢価格の把握方法を研究し設計額に反映されることが望まれる。

◎契約について

本事業では予定価格を明示して、条件付一般競争入札で業者を決めていた。落札業者は、共同企業体を組んだ参加申請に基づき、電子入札制度によって最低額を提示した企業体を選定していた。契約関係書類は、特に問題はなかった。

◎施工計画について

総合施工計画書は、元請となる企業体が作成し監理者と工事担当課がチェックをしていた。総合施工計画書は、施工に際して何を重視して管理・監督するのか発注者の監督方針が不明確であった。最初に明示した監督方針が順次下位に展開されるような施工計画書となるよう指導することが重要である。また、監督方針は、全ての項目を網羅するように均等に明示するのではなく、重視する順位を示すことが重要である。

施工計画書は、設計図書で意図した性能や品質を具現化する方法を具体的に示すものである。このため、Q（品質）、C（コスト）、D（工期）、S（安全）、E（環境）等に関して、監督官としての優先順位や具体的な監督方針、管理項目や管理基準等を明示し、これを受けて工事監理者や施工者は監理方針や管理方針を施工計画書に反映させる必要がある。

◎施工管理について

施工管理資料としては、工事写真、各種材料の試験結果や出来型検査結果等の資料があるが、その中でも写真は竣工後、見えなくなる部位の品質が確保されていることを確認できる資料となる。このため、何の品質や出来型を証拠立てる資料であるのか、その意図を明確にした写真を撮影し整備することが必要である。

打ち合わせ記録は、監督官の指示した事項やその実施結果の報告と承認の証拠書類となることを意識し、議事録については、指示事項に対する実施結果の報告とその良否を判断した結果も明記することに留意されたい。

また、管理状態が把握できるように管理項目毎に管理水準にあることが明確に判断できる記録（施工報告書類）を残すよう心がけられたい。

◎施工について

施工について元請の現場代理人は、構造の品質を重視し、施主の要望を可能な限り取り入れる方針で工事を進めていた。施主は、代理人の方針の妥当性を評価する必要がある。もし、構造を優先順位の上位に位置づけることを是とするならば、構造のどの品質を特に重視するのか、明確に指示する必要がある。施工に際しては、今後も引き続き、業者育成

の観点から、監理者とも相談して品質管理項目や管理基準を明示し、元請を指導されたい。
場内は、比較的整理整頓されており、特に問題となる状況ではなかった。

安全については、KY活動等も実施されており、元請としてもかなり重視した活動がされていた。

竣工時には、シックスクール対応の検査を十分実施し引き渡されること、また、引渡しに際しては、メンテナンスマニュアル類も整備し、施設の管理・運営がスムーズに進行するような配慮が望まれる。

以上が、工事監査の結果である。監査執行の過程において軽易なものについては、調査実施日に口頭で指導を行ったところである。

今後においても、上記内容を参考とし更なる経費削減に努めることを期待するとともに、環境や安全管理に留意し、市民の期待に応えられる社会基盤整備に努められたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第7号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成24年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年3月26日

亀岡市監査委員 大西鎮雄

亀岡市監査委員 小島義秀

平成24年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>企画管理部 イ 秘書広報課 広告掲載の事務において、可否の決定を広告申込者に文書で通知されていなかった。 広告掲載規則には、承諾の可否を決定し、広告申込者にその旨を通知しなければならないと定められている。 事実確認が可能となるよう規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>広告掲載の承諾可否の決定については、電話により行っていたが、事実確認が可能となるよう、市長名の文書により広告申込者に承諾通知を送付することとした。</p>

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第1号

亀岡市教育委員会事務局事務分掌
規則等の一部を改正する規則

(亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第1条 亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則
(昭和40年亀岡市教育委員会規則第3号)
の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「理事」を「担当部長」に、
「課に参事」を「課に担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に改める。

第4条第2項中「理事」を「担当部長」に改め、同条第6項中「参事」を「担当課長」に改め、同条第8項中「副参事」を「担当副課長」に改め、同条第12項中「理事」を「担当部長」に改め、同条第13項中「参事」を「担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に改める。

(亀岡市教育研究所条例施行規則の一部改正)

第2条 亀岡市教育研究所条例施行規則(平成9年亀岡市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「参事」を削り、同条第4項中「参事及び」を削る。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(亀岡市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第3条 亀岡市教育委員会職員の職の設置に関する規則(平成18年亀岡市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「理事」を「担当部長」に、「参事」を「担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市教育委員会委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第2号

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（平成21年亀岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

放課後児童会の名称及び設置場所

名 称	設 置 場 所
亀岡小学校第1放課後児童会	亀岡市内丸町15番地
亀岡小学校第2放課後児童会	亀岡市内丸町26番地
安詳小学校放課後児童会	亀岡市篠町篠中北裏68番地
東別院小学校放課後児童会	亀岡市東別院町東掛岩脇9番地
西別院小学校放課後児童会	亀岡市西別院町柚原西条83番地
曾我部小学校放課後児童会	亀岡市曾我部町南条中荒水代1番地
吉川小学校放課後児童会	亀岡市吉川町穴川平田17番地
稗田野小学校放課後児童会	亀岡市稗田野町佐伯源ノ坊18番地
本梅小学校放課後児童会	亀岡市本梅町井手下早田8番地10
畑野小学校放課後児童会	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地
青野小学校放課後児童会	亀岡市宮前町宮川青野29番地
大井小学校第1放課後児童会	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
大井小学校第2放課後児童会	亀岡市大井町土田2丁目11番20号
千代川小学校放課後児童会	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森21番地
川東小学校放課後児童会	亀岡市馬路町野堀1番地7
保津小学校放課後児童会	亀岡市保津町式番11番地1
つつじヶ丘小学校放課後児童会	亀岡市西つつじヶ丘霧島台1丁目1番地
城西小学校放課後児童会	亀岡市余部町前川原46番地
詳徳小学校放課後児童会	亀岡市篠町柏原田中3番地1
南つつじヶ丘小学校放課後児童会	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、「すべて」を「全て」に、「速やかに届け出ます」を「、速やかに届け出ます」に、「退会する日までに」を「、退会する日までに」に改める。

別記第2号様式備考中「その旨」を「、その旨」に、「入会を」を「、入会を」に改める。

別記第3号様式中「あて先」を「宛先」に、「年月日～」を「年月日から」に改める。

別記第4号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市文化資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第3号

亀岡市文化資料館条例施行規則の
一部を改正する規則

亀岡市文化資料館条例施行規則（昭和60年
亀岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のよ
うに改正する。

第3条中「教育長」を「亀岡市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改める。

第4条第1号中「全日」を削り、同条第2号中「4日」を「3日」に、「12月28日」を「12月29日」に改める。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第2号及び第3号に該当する者で、当該手帳等の提示をしたものは、この限りでない。

第10条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第13条中「き損」を「毀損」に改める。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「あて先」を「宛先」に、「受付年月日」を「公印」に改める。

別記第4号様式中「教育長」を「教育長 ㊤」に、「き損」を「毀損」に、「もって」を「もつて」に改める。

別記第5号様式中「あて先」を「宛先」に、「受付年月日」を「公印」に改める。

別記第6号様式中「教育長」を「教育長 ㊤」に、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

訓 令

亀岡市教育委員会訓令第1号

庁中一般

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部を改正する訓令

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令（平成20年亀岡市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「理事」を「担当部長」に、「参事」を「担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

亀岡市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

亀岡市教育委員会
教育長 竹岡 敏

亀岡市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

亀岡市教育委員会事務専決規程（昭和53年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第13条中「理事」を「担当部長」に、「主管参事」を「主管担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第4号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成25年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

1, 490人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第5号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

24, 825人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第6号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成25年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

12, 413人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第7号

亀岡市農業委員会の選挙された委員の解任請求に要する各選挙区における農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりである。

平成25年3月31日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

第1選挙区	806人
第2選挙区	832人
第3選挙区	706人
第4選挙区	780人

「揭示済」

公平委員会欄

規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市公平委員会
委員長 松本貞男

亀岡市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の
一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年
亀岡市公平委員会規則第1号）の一部を次のよ
うに改正する。

第2条第1項中「会計管理者」を「、会計管
理者」に改め、同条第2項中「別表」を「、別
表」に改める。

別表第1議会事務局の項中「次長」の次に
「、副課長」を加え、同表市長部局の項中「理
事、室長」を「室長、担当部長、担当室長」に、
「、参事」を「、担当課長」に、「副参事」を
「担当副課長」に改め、同表教育委員会事務局
の項中「理事」を「担当部長」に、「参事」を
「担当課長」に改める。

別表第2福祉事務所の項中「参事」を「担当
課長」に改め、同表教育研究所の項中「・参
事」を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行す
る。

「揭示済」

告 示

亀岡市公平委員会告示第1号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月21日

亀岡市公平委員会
委員長 松本貞男

1 登録団体

亀岡教職員組合

代表者役職氏名 執行委員長 福嶋儀治
(主たる事務所所在地)

亀岡市余部町上条13 亀岡教育会館

2 登録年月日 平成25年3月21日

3 登録番号 平成25年公平第1号

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第1号

亀岡市農業委員会臨時総会を下記のとおり公告する。

平成25年3月28日

亀岡市農業委員会
会長 田中義雄

記

1 日 時 平成25年4月1日(月)
午後3時30分から

2 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 3階
302・303会議室

3 議 題

(1) 京都府農業共済組合の合併に伴う農業委員会長の選任について

「揭示済」

上下水道部欄

規 程

亀岡市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第1号

亀岡市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

亀岡市下水道条例施行規程（昭和57年亀岡市水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の5条を加える。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設及び処理施設）

第1条の2 条例第2条の3第3号に規定する管理者が定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準
 - イ 大腸菌が検出されないこと。
 - ウ 濁度が2度以下であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地

利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

- 2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）に定める検定方法その他管理者が認める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないための措置）

第1条の3 条例第2条の3第5号に規定する管理者が定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、下水道法施行令第5条の4第5号の国土交通大臣が定める措置を定める件（平成17年国土交通省告示第1291号）第2条に規定する耐震性能を

確保するために必要と認められる措置

(排水管の内径及び排水渠の断面積の数値)

第1条の4 条例第2条の4第1号に規定する
管理者が定める排水管の内径の数値は、
100ミリメートル(自然流下によらない排
水管にあつては、30ミリメートル)とし、
同号の管理者が定める排水渠の断面積の数値
は、5,000平方ミリメートルとする。

(汚泥処理施設の構造に関する措置)

第1条の5 条例第2条の5第2号に規定する
管理者が定める措置は、次に掲げる措置とす
る。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の
保全又は人の健康の保護上の支障が生じな
いようにするための排ガス処理設備の設置
その他の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の
保全又は人の健康の保護上の支障が生じな
いようにするための排液を水処理施設に送
水する導管の設置その他の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環
境の保全又は人の健康の保護上の支障が生
じないようにするための残さい物の飛散及
び流出を防止する覆いの設置その他の措置

(汚泥処理施設の維持管理に関する措置)

第1条の6 条例第2条の7第6号に規定する
管理者が定める措置は、次に掲げる措置とす
る。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の
保全又は人の健康の保護上の支障が生じな
いようにするための排ガス処理等の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の
保全又は人の健康の保護上の支障が生じな
いようにするための排液の水処理施設への
送水等の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環
境の保全又は人の健康の保護上の支障が生
じないようにするための残さい物の飛散及

び流出の防止等の措置

第6条第2号エ中「ふた」を「蓋」に改める。
第10条第2項中「あわせて」を「併せて」
に改める。

第20条第1項第1号中「下水の水質の検定
方法に関する省令(昭和37年厚生省・建設省
令第1号)」を「下水の水質の検定方法等に関
する省令」に改める。

第21条第2項中「前項」を「第1項」に改
め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に
次の1項を加える。

2 管理者は、前項の申請書に亀岡市暴力団排
除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第
2条第4号に規定する暴力団員等に該当しな
い旨の誓約書(別記第21号様式の2。以下
「誓約書」という。)を添付させることがで
きる。

第23条第2項中「前項」を「第1項」に改
め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に
次の1項を加える。

2 管理者は、前項の申請書に誓約書を添付さ
せることができる。

別記様式中「様」を「(宛先)」に改
める。

別記第21号様式の次に次の1様式を加える。

第21号様式の2（第21条、第23条関係）

年 月 日

(宛先)

住 所
申請者
氏 名 ④

〔法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

誓 約 書

申請者が亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しない
ことを誓約します。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第2号

亀岡市上下水道部処務規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部処務規程（昭和48年亀岡市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「課に参事」を「課に担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に改める。

第5条第4項中「参事」を「担当課長」に、同条第6項中「副参事」を「担当副課長」に改める。

別表第2中

「

飲料水安定確保対策事務に関すること。（水道課の所属に関するものを除く。）

」

を

「

飲用水安定確保対策事務に関すること。

専用水道に関すること。

飲用井戸等の衛生対策に関すること。

」

に、

「

飲料水安定確保対策事務に関すること。（営業課の所属に関するものを除く。）

」

を

「

飲用水安定確保対策の指導に関すること。

」

に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部職員の職の設置に関する規程及び亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第3号

亀岡市上下水道部職員の職の設置に関する規程及び亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程

(亀岡市上下水道部職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 亀岡市上下水道部職員の職の設置に関する規程(平成18年亀岡市上下水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、参事」を「、担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に改める。

(亀岡市上下水道部職員就業規程の一部改正)

第2条 亀岡市上下水道部職員就業規程(昭和58年亀岡市公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第51条第3号中「、参事」を「、担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第4号

亀岡市上下水道部決裁規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部決裁規程(昭和48年亀岡市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の2号を加える。

(9) 公債等の元利金償還に関すること。

(10) 歳計現金の運用等に関すること。

別表第1中「主管参事」を「主管担当課長」に、「主管副参事」を「主管担当副課長」に改める。

別表第2の人事に関する事項中

「

次長、課長
参事、副課長、副参事、係長、主幹

」

を

「

次長、課長、担当課長
副課長、担当副課長、係長、主幹

」

に、

「

部長、次長、課長
参事、副課長、副参事、係長、主幹

」

を

「

部長、次長、課長、担当課長

副課長、担当副課長、係長、主幹

」

に改める。

別表第2の財務に関する事項14の項を削る。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市公共下水道終末処理場に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第5号

亀岡市公共下水道終末処理場に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市公共下水道終末処理場に関する規程(昭和58年亀岡市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第7条」を「第12条」に、「課長」を「副課長」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行す

る。

「揭示済」

亀岡市上下水道部庁舎管理規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第6号

亀岡市上下水道部庁舎管理規程等の一部を改正する規程

(亀岡市上下水道部庁舎管理規程の一部改正)

第1条 亀岡市上下水道部庁舎管理規程(昭和52年亀岡市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

「

摘	要	
---	---	--

」

を
「

摘	要	
---	---	--

※ なお、上記の使用許可申請に関して、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。

」

に改める。

(亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程の一部改正)

第2条 亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程(平成23年亀岡市上下水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 管理者は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと管理者が認める施設を設置する場合は、この限りでない。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 管理者は、前項の申請書に暴力団員等に該当しない旨の誓約書(別記様式)を添付させることができる。

第11条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 亀岡市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第13条中「き損」を「毀損」に改める。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

(宛先)

住 所
申請者
氏 名 ㊟

〔法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

誓 約 書

申請者が亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。

別表の土地使用料の項中「亀岡市道路占用料徴収条例」を「亀岡市道路の占用に関する条例」に改める。

(亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程の一部改正)

第3条 亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程（平成11年亀岡市公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号及び第2号中「ウ」を「エ」に改める。

第4条第1項第4号中「アからオ」を「アからカ」に改め、同号オ中「アからエ」を「アからオ」に改め、同号オを同号カとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 工事業者が亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する場合

別記第2号様式中「ウ」を「エ」に改める。

（亀岡市水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する規程の一部改正）

第4条 亀岡市水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する規程（昭和57年亀岡市水道事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第6号に次のように加える。

エ 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）でない者

第6条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 暴力団員でない者

別記第1号様式中「様」を「（宛先）」に、

「なお、亀岡市水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する規程に基づき、あっせんを受けた後は、規程を遵守し、かつ、融資機関との契約を守り、特に資金の償還については確実に履行することを誓約します。」

を

「なお申請者及び連帯保証人は、亀岡市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員に該当しないこと及び亀岡市水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する規程に基づき、あっせんを受けた後は、規程を遵守し、かつ融資機関との契約を守り、特に資金の償還については確実に履行することを誓約します。」

に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市上下水道部告示第6号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の取消しの告示

平成25年3月7日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者から亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第9条第1項の規定により亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定辞退届が提出された。

よって、同規程第10条第1項の規定により指定を取り消し、同規程第15条第1項第2号の規定により告示する。

記

1 辞退した日

平成25年2月22日

2 辞退した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
23	株式会社 大同設備	代表取締役 仙賀 巨子	亀岡市横町5番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第7号

公共下水道の供用及び汚水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、平成25年3月15日から平成25年3月29日までの期間、亀岡市上下水道部下水道課において、縦覧に供する。

平成25年3月14日

亀岡市長 栗山正隆

1 供用及び汚水の処理を開始する年月日

平成25年3月31日

2 供用及び汚水の処理を開始する区域

古世町（芝原・西向林） 古世町2丁目、上矢田町（東垣内）、北町、安町（小屋場）、余部町（加塚・中河原）、曾我部町犬飼（未ヶ谷・向山田・山田・北山） 南条（岩ヶ谷・北向田・向山） 西条（下壇ノ上） 重利（風ノ口） 穴太（木戸口・口山）、稗田野町佐伯（岩ノ口・岩谷ノ内院ノ芝・下峠・野下前） 鹿谷（西川・西山） 柿花（梶林・北ノ久保・宮ノ奥） 奥条（大仲・大西・大東・須川・千原・登イ畑・長尾・西垣内・古畑・門田） 芦ノ山（宮ノ下・杉森）、千代川町小林（植田） 高野林（西田） 今津3丁目、篠町篠（牧田） 柏原（久保垣内・町頭・松ノ浦）、東つつじヶ丘都台1丁目、西つつじヶ丘五月台2丁目 の各一部

3 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の位置

路線名	起 点	終 点
国道9号	安町小屋場84番地1先	安町小屋場69番地1先
国道9号	千代川町小林植田25番地1先	千代川町小林植田26番地1先
国道372号	稗田野町柿花宮ノ奥23番地1先	稗田野町奥条門田42番地先
市道 穴太口山線	曾我部町穴太口山70番地2先	曾我部町穴太木戸口16番地3先
市道 口山1号線	曾我部町穴太口山90番地15先	曾我部町穴太口山70番地2先
市道 口山2号線	曾我部町穴太口山90番地8先	曾我部町穴太口山90番地31先
市道 口山2号線	曾我部町穴太口山90番地39先	曾我部町穴太口山90番地16先
市道 口山3号線	曾我部町穴太口山85番地4先	曾我部町穴太口山83番地先
市道 口山3号線	曾我部町穴太口山85番地3先	曾我部町穴太口山85番地9先
市道 口山4号線	曾我部町穴太口山74番地22先	曾我部町穴太口山74番地18先
市道 口山5号線	曾我部町穴太口山74番地19先	曾我部町穴太口山74番地17先
市道 口山6号線	曾我部町穴太口山77番地8先	曾我部町穴太口山74番地4先
市道 口山7号線	曾我部町穴太口山74番地14先	曾我部町穴太口山74番地23先
市道 口山7号線	曾我部町穴太口山77番地8先	曾我部町穴太口山74番地4先
市道 曾我部西別院線	曾我部町犬飼未ヶ谷18番地5先	曾我部町犬飼九ノ坪30番地4先
市道 九ノ坪北山線	曾我部町犬飼北山13番地先	曾我部町犬飼九ノ坪2番地2先
市道 西山奥条線	稗田野町鹿谷西川17番地乙先	稗田野町鹿谷西山15番地2先
市道 西山奥条線	稗田野町奥条大東31番地10先	稗田野町奥条大東23番地1先
市道 奥条線	稗田野町奥条大西2番地先	稗田野町奥条大東31番地10先
市道 奥条西垣内線	稗田野町奥条大西33番地先	稗田野町奥条大西1番地1先
市道 湯ノ花温泉線	稗田野町芦ノ山宮ノ下31番地1先	稗田野町佐伯下峠1番地1先
市道 終線	稗田野町佐伯院ノ芝58番地7先	稗田野町佐伯岩谷ノ内院ノ芝3番地2先
市道 茶屋神蔵寺線	稗田野町佐伯院ノ芝3番地4先	稗田野町佐伯院ノ芝55番地9先
市道 小金岐小林線	千代川町小林下戸13番地先	千代川町小林植田25番地1先

4 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

5 汚水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

- (1) 位 置：京都府亀岡市三宅町八田1番地
- (2) 名 称：亀岡市年谷浄化センター

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第8号

亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示

平成25年3月18日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
10	株式会社 大同設備	代表取締役 仙賀 巨子	亀岡市横町5番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第9号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の取消しの告示

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者から亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第9条第1項の規定により亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定辞退届が提出された。

よって、同規程第10条第1項の規定により指定を取り消し、同規程第15条第1項第2号の規定により告示する。

記

1 辞退した日

平成25年3月15日

2 辞退した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
149	前年土建 株式会社	代表取締役 前田あけみ	南丹市園部町木崎 町下ヲサ16-5

「揭示済」

市立病院欄

規 程

亀岡市立病院庁舎管理規程及び亀岡市病院事業用行政財産使用料規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第1号

亀岡市立病院庁舎管理規程及び亀岡市病院事業用行政財産使用料規程の一部を改正する規程

(亀岡市立病院庁舎管理規程の一部改正)

第1条 亀岡市立病院庁舎管理規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別記様式」を「別記第1号様式」に改め、同条第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「、病院業務の妨げとなるおそれがあると認めるときは」を「、次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同項を同条第3項とし、同項に次の2号を加える。

- (1) 病院業務の妨げとなるおそれがあると認めるとき。
- (2) 申請者が、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当するとき。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと管理者が認める施設を設置する場合は、この限りでない。

第4条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 管理者は、前項の申請書に亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しない旨の誓約書(別記第2号様式)を添付させることができる。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 亀岡市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団の活動に利用されると認められる者

別記様式中「別記様式」を「別記第1号様式」に、「亀岡市病院事業管理者様」を「(宛先)」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

（宛先）

住 所
申請者
氏 名 ④
〔法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

誓 約 書

申請者が亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。

（亀岡市病院事業用行政財産使用料規程の一部改正）

第2条 亀岡市病院事業用行政財産使用料規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（目的外使用の申請等）

第2条 行政財産を目的外使用しようとする者は、行政財産使用許可申請書（別記第1号様式）を病院事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書に亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しない旨の誓約書（別記第2号様式）を添付させることができる。

3 管理者は、第1項の申請書を受理したときは、その内容について調査し、病院事業を妨げないものであることを認めた場合に限り、行政財産使用許可書（別記第3号様式）により使用を許可することができる。

4 管理者は、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に対し、前項の許可をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと管理者が認める施設を設置する場合は、この限りでない。

5 行政財産の使用者が許可条件に違反し、病院事業を妨げる行為があると認められるとき、又は亀岡市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団の活動に利用されると認められるときは、直ちに使用の許可を取り消す等必要な措置をしなければならない。

別記第1号様式中「亀岡市病院事業管理者 様」を「(宛先)」に改める。

別記第2号様式中「亀岡市病院事業管理者」を「亀岡市病院事業管理者 印」に、「第2項」を「第3項」に改め、同様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式(第2条関係)

平成 年 月 日

(宛先)

住 所
申請者
氏 名 印

(法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

誓 約 書

申請者が亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第2号

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程

(亀岡市立病院処務規程の一部改正)

第1条 亀岡市立病院処務規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「医事課 を「経営企画課 に改める。

医事係 経営企画係

情報管理係 医事課

地域連携室 」 医事係

地域連携室 」

第3条第1項中

「病院総務課

- (1) 総合的な企画、立案、調整及び調査に関すること。
- (2) 経営計画及び経営指標の設定及び管理に関すること。
- (3) 医療法等関係法令に基づく諸手続（医事課に関するものを除く。）に関すること。
- (4) 秘書及び儀式に関すること。
- (5) 公印の保管並びに文書の收受及び保管に関すること。
- (6) 規程その他例規の制定及び改廃に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) 職員の人事、給与、服務及び研修に関すること。
- (9) 職員の福利厚生に関すること。
- (10) 職員の保健及び安全衛生管理に関すること。
- (11) 当直の取りまとめに関すること。
- (12) 労働協約及び団体交渉に関すること。
- (13) 入院患者の不在者投票に関すること。
- (14) 予算及び決算に関すること。
- (15) 企業債及び一時借入金に関すること。
- (16) 資金計画及び財政計画に関すること。
- (17) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。

- (18) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (19) 物品の需要計画及び調整に関すること。
- (20) 入札及び契約事務に関すること。
- (21) 医療機器及び材料等の購入及び管理に関すること。
- (22) 施設の整備及び管理に関すること。
- (23) 業務委託（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (24) 治験等の契約に関すること。
- (25) 車両の管理に関すること。
- (26) 各種関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (27) 医療安全管理及び医療訴訟に関すること。
- (28) 病院の危機管理対策及び保安警備に関すること。
- (29) 消防計画に関すること。
- (30) 関係委員会に関すること。
- (31) その他病院の総務担当課としての事務に関すること。

を

「病院総務課

- (1) 医療法等関係法令に基づく諸手続（医事課に関するものを除く。）に関すること。
- (2) 秘書及び儀式に関すること。
- (3) 公印の保管並びに文書の收受及び保管に関すること。
- (4) 規程その他例規の制定及び改廃に関すること。
- (5) 広報に関すること。
- (6) 職員の人事、給与、服務及び研修に関すること。
- (7) 職員の福利厚生に関すること。
- (8) 職員の保健及び安全衛生管理に関すること。
- (9) 当直の取りまとめに関すること。
- (10) 労働協約及び団体交渉に関すること。
- (11) 入院患者の不在者投票に関すること。
- (12) 予算及び決算に関すること。
- (13) 企業債及び一時借入金に関すること。
- (14) 資金計画及び財政計画に関すること。
- (15) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (16) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (17) 物品の需要計画及び調整に関すること。
- (18) 入札及び契約事務に関すること。
- (19) 医療機器及び材料等の購入及び管理に関すること。
- (20) 施設の整備及び管理に関すること。
- (21) 業務委託（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (22) 治験等の契約に関すること。

- (23) 車両の管理に関する事。
- (24) 各種関係機関、団体等との連絡調整に関する事。
- (25) 医療安全管理及び医療訴訟に関する事。
- (26) 病院の危機管理対策及び保安警備に関する事。
- (27) 消防計画に関する事。
- (28) 関係委員会に関する事。
- (29) その他病院の総務担当課としての事務に関する事。

経営企画課

- (1) 総合的な企画、立案、調整及び調査に関する事。
- (2) 経営計画及び経営指標の設定及び管理に関する事。
- (3) 経営改善の総合調整に関する事。
- (4) 医療情報統計に関する事。
- (5) 医療情報システム及びその関連電子計算組織の構築、管理及び運営に関する事。
- (6) 医療情報システムの情報セキュリティに関する事。

に改め、同項医事課中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2項中「理事」を「担当部長」に、「課に参事」を「課に担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に改め、同条第3項中「参事、副参事」を「担当課長、担当副課長」に改め、同条第5項中「、主任理学療法士」を「、主任理学療法士、主任作業療法士」に改める。

第5条第3項第5号中「理事」を「担当部長」に、「参事及び副参事」を「担当課長及び担当副課長」に改め、同条第4項第2号中「参事及び副参事」を「担当課長及び担当副課長」に改め、同条第6項第3号中「、主任理学療法士」を「、主任理学療法士、主任作業療法士」に改める。

(亀岡市立病院事務決裁規程の一部改正)

第2条 亀岡市立病院事務決裁規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「理事」を「担当部長」に、「主管参事」を「主管担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に改める。

別表人事に関する事項中「理事」を「担当部長」に、「参事、副課長、副参事」を「担当課長、副課長、担当副課長」に改める。

(亀岡市立病院公印規程の一部改正)

第3条 亀岡市立病院公印規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「れい書」を「隷書」に、「かい書」を「楷書」に改め、同表14の項中「13」を「14」に改め、同表同項を15の項とし、13の項の次に次のように加える。

14	亀岡市立病院 経営企画課長之印	13	〃	18mm 平方	経営企画課長名をもつて発する文書	経営企画課長	1
----	--------------------	----	---	------------	------------------	--------	---

別表第1に次のように加える。

16	亀岡市立病院 地域連携室長之印	15	〃	18mm 平方	地域連携室長名をもつて発する文書	地域連携室長	1
----	--------------------	----	---	------------	------------------	--------	---

別表第2中13の項を14の項とし、12の項の次に次のように加える。

13

亀岡市立病 院経営企画 課長之印

別表第2に次のように加える。

15

亀岡市立病 院地域連携 室長之印

(亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第4条 亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程（平成18年亀岡市病院事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「理事」を「担当部長」に、「参事」を「担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に改める。

別表第2項中「理学療法士」を「理学療法士、主任作業療法士、作業療法士」に改める。

(亀岡市立病院職員就業規程の一部改正)

第5条 亀岡市立病院職員就業規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「理事」を「担当部長」に改める。

別表理学療法士の項の次に次のように加える。

作業療法士	日勤	始業8:30 就業17:00	交替で45分間	
-------	----	-------------------	---------	--

(亀岡市立病院職員希望降任制度実施規程の一部改正)

第6条 亀岡市立病院職員希望降任制度実施規程（平成18年亀岡市病院事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書きを加える。

ただし、医療職給料表の適用を受ける職員については、降格時号給対応表は、亀岡市立病院職員の給与に関する規程別表第4の2を適用するものとする。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「亀岡市病院事業管理者 様」を「(宛先) 亀岡市病院事業管理者」に改める。

(亀岡市立病院職員被服貸与規程の一部改正)

第7条 亀岡市立病院職員被服貸与規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

第8条中「き損」を「毀損」に改める。

第9条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表中

「

薬剤師	白衣 (又はケーシー上下)	4	管理者の 認める期 間
診療放射線技師		5	
臨床検査技師		5	
理学療法士		5	
あん摩マッサージ指圧師		5	
管理栄養士		4	
栄養士		4	
医療ソーシャルワーカー		4	

」

を

「

薬剤師	白衣 (又はケーシー上下)	4	管理者の 認める期 間
診療放射線技師		5	
臨床検査技師		5	
理学療法士		5	
作業療法士		5	
あん摩マッサージ指圧師		5	
管理栄養士		4	
栄養士		4	
医療ソーシャルワーカー	4		

」

に改める。

(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正)

第8条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「一の」を「いずれかの」に改め、同条第3項中「、特に定めるものを除き別表第4に定めるとおりとする。」を「、特に定めるものを除き別表第4に定めるとおりとし、当該職員に係る降格時号給対応表は、特に定めるものを除き別表第4の2に定めるとおりとする。」に改める。

別表第1の医療職給料表(2)備考中「、理学療法士」を「、理学療法士、作業療法士」に改める。

別表第3の3医療職給料表(2)職務級別基準表中「、理学療法士」を「、理学療法士、作業療法士」に、「、主任理学療法士」を「、主任理学療法士、主任作業療法士」に改める。

別表第4の1医療職給料表(1)昇格時号給対応表中

「

29	33	25
29	34	26
29	35	27
30	36	28
30	37	29
30	37	30
31	38	31
31	38	32
31	39	33
32	39	34
32	40	35
32	40	36
33	41	37
33	41	37
34	42	38
34	42	38
35	43	39
	43	39
	44	40
	44	40
	45	41
	45	41
	45	42
	46	42
	46	43
	46	43
	47	44
	47	44
	47	45
	48	45
	48	46
	48	46
	49	47

	49	47
	49	48
	50	48
	50	49
	50	49
	51	50
	51	50
	51	51
	52	
	52	
	52	
	53	
	53	
	54	
	54	
	55	

」

を

「

28	33	25
28	34	26
29	35	27
29	36	28
29	37	29
30	37	30
30	38	31
30	38	32
31	39	33
31	39	34
31	40	35
32	40	36
32	41	37
32	41	37
33	42	38
33	42	38
33	43	39
	43	39
	44	40
	44	40
	45	41
	45	41
	45	42
	46	42
	46	42
	46	42
	47	43

	47	43
	47	43
	48	43
	48	44
	48	44
	48	44
	48	44
	49	45
	49	45
	49	45
	49	45
	49	46
	50	46
	50	47
	50	
	50	
	50	
	51	
	51	
	51	
	51	
	51	

」
に改め、同表の2医療職給料表（2）昇格時
号給対応表中

「

53	57	43	41
53	58	44	41
54	59	44	42
54	60	44	42
55	61	45	43
55	61	45	43
56	62	45	44
56	62	45	44
57	63	46	45
57	63	46	45
58	64	46	46
58	64	46	46
59	65	47	47
59	65	47	47
60	66	47	48
60	66	47	48
61	67	48	49
61	67	48	49
61	68	48	50

61	68	48	50
61	69	49	51
62	70	49	51
62	71	49	52
62	72	50	52
62	73	50	53
62	73	50	53
63	74	51	54
63	74	51	54
63	75	51	55
63	75	52	
63	76	52	
64	76	52	
64	77	53	
64	77	53	
64	78	54	
64	78	54	
65	79	55	
	79		
	80		
	80		
	81		
	81		
	82		
	82		
	83		

を

「

53	57	43	40
53	58	44	41
54	59	44	41
54	60	44	41
55	61	45	41
55	61	45	42
56	62	45	42
56	62	45	42
57	63	46	42
57	63	46	43
58	64	46	43
58	64	46	43
59	65	47	43
59	65	47	44
60	66	47	44
60	66	47	44
61	67	48	45

61	67	48	45
61	68	48	46
61	68	48	46
61	69	48	47
61	70	48	47
62	71	49	48
62	72	49	48
62	73	49	49
62	73	49	49
62	74	49	50
62	74	49	50
63	74	50	51
63	74	50	
63	74	50	
63	74	50	
63	74	50	
63	74	50	
64	74	51	
64	74	51	
64	74	51	
	74		
	74		
	74		
	74		
	74		
	74		
	74		
	74		

」
に改め、同表の3医療職給料表（3）昇格時
号給対応表中

「

55	67	59	43
56	68	60	43
57	69	61	43
58	70	61	44
59	71	62	44
60	72	62	44
61	73	63	45
62	74	63	45
63	75	64	45
64	76	64	46
65	77	65	46
66	78	65	46
67	79	66	47

68	80	66	47
69	81	67	47
70	82	67	48
71	83	68	48
72	84	68	48
73	85	69	49
74	85	70	49
75	86	71	49
76	86	72	50
77	87	73	50
78	87	73	
79	88	74	
80	88	74	
81	89	75	
81	90	75	
81	91	76	
82	92	76	
82	93	77	
82	94	78	
83	95	79	
83	96	80	
83	97	81	
84	98		
84	99		
84	100		
85	101		
85	101		
85	102		
86	102		
86	103		
86	103		
87	104		
87	104		
87	105		
88			
88			
88			
89			
89			
89			
90			
90			
90			
91			
91			
91			

92			
92			
92			
93			
93			
93			
94			
94			
94			
95			
95			
95			
96			
96			
96			
97			

を
「

55	67	59	42
56	68	60	43
57	69	61	43
58	70	61	43
59	71	62	43
60	72	62	44
61	73	63	44
62	74	63	44
63	75	64	44
64	76	64	45
65	77	65	45
66	78	65	45
67	79	66	46
68	80	66	46
69	81	67	47
70	82	67	48
71	83	68	48
72	84	68	48
73	85	68	49
74	85	68	49
75	86	69	49
76	86	69	50
77	87	69	50
78	87	69	
79	88	70	
80	88	70	
81	89	70	

81	90	70	
81	91	71	
82	92	71	
82	92	71	
82	92	71	
83	93	72	
83	93	72	
83	93	73	
84	94		
84	94		
84	94		
85	95		
85	95		
85	95		
86	96		
86	96		
86	96		
87	97		
87	97		
87	97		
88			
88			
88			
89			
89			
89			
90			
90			
90			
91			
91			
91			
91			
92			
92			
92			
92			
93			
93			
93			
93			
94			
94			
94			
94			
95			

95			
95			

に改める。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第4の2（第3条関係）

1 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	45	41	49
26	46	42	50
27	47	43	51
28	50	44	52
29	53	45	53
30	56	46	54
31	59	47	55
32	62	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59

36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	

82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

2 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	21	17	13	17	17
2	22	18	14	18	18
3	23	19	15	19	19
4	24	20	16	20	20
5	25	21	17	21	21
6	26	22	18	22	22
7	27	23	19	23	23
8	28	24	20	24	24
9	29	25	21	25	25
10	30	26	22	26	26
11	31	27	23	27	27
12	32	28	24	28	28
13	33	29	25	29	29
14	34	30	26	30	30
15	35	31	27	31	31
16	36	32	28	32	32
17	37	33	29	33	33
18	38	34	30	34	34
19	39	35	31	35	35
20	40	36	32	36	36
21	41	37	33	37	37
22	42	38	34	38	38
23	43	39	35	39	39
24	44	40	36	40	40
25	45	41	37	41	41

26	46	42	38	42	42
27	47	43	39	43	43
28	48	44	40	44	44
29	50	45	41	45	45
30	52	46	42	46	46
31	54	47	43	47	47
32	56	48	44	48	48
33	58	49	45	50	50
34	60	50	46	52	52
35	62	51	47	54	54
36	64	52	48	56	56
37	65	53	49	57	59
38	66	54	50	58	62
39	67	55	51	59	65
40	68	56	52	60	69
41	71	57	53	63	73
42	74	58	54	66	77
43	77	59	55	69	81
44	80	60	56	72	84
45	82	61	57	76	86
46	84	62	58	80	88
47	85	63	59	84	90
48	85	64	60	90	92
49	85	65	61	96	94
50	85	66	62	102	96
51	85	67	63	105	97
52	85	68	64	105	97
53	85	70	65	105	97
54	85	72	66	105	97
55	85	74	67	105	97
56	85	76	68	105	97
57	85	78	69	105	97
58	85	80	70	105	97
59	85	82	71	105	97
60	85	84	72	105	97
61	85	90	74	105	97
62	85	96	76	105	97
63	85	102	78	105	97
64	85	105	80	105	97
65	85	105	82	105	97
66	85	105	84	105	97
67	85	105	86	105	97
68	85	105	88	105	97
69	85	105	89	105	97
70	85	105	90	105	
71	85	105	91	105	

72	85	105	92	105	
73	85	105	94	105	
74	85	105	113	105	
75	85	105	113	105	
76	85	105	113	105	
77	85	105	113	105	
78	85	105	113	105	
79	85	105	113	105	
80	85	105	113	105	
81	85	105	113	105	
82	85	105	113	105	
83	85	105	113	105	
84	85	105	113	105	
85	85	105	113	105	
86	85	105	113	105	
87	85	105	113	105	
88	85	105	113	105	
89	85	105	113	105	
90	85	105	113	105	
91	85	105	113	105	
92	85	105	113	105	
93	85	105	113	105	
94	85	105	113	105	
95	85	105	113	105	
96	85	105	113	105	
97	85	105	113	105	
98	85	105	113		
99	85	105	113		
100	85	105	113		
101	85	105	113		
102	85	105	113		
103	85	105	113		
104	85	105	113		
105	85	105	113		
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			
113		105			

3 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	23	33	21	25	29
10	24	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	27	36	24	28	32
13	28	37	25	29	33
14	29	38	26	30	34
15	30	39	27	31	35
16	31	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	75
42	58	66	54	58	79

43	59	67	55	59	83
44	60	68	56	60	87
45	61	69	57	61	90
46	62	70	58	62	92
47	63	71	59	63	93
48	64	72	60	64	96
49	65	73	61	65	99
50	66	74	62	66	101
51	67	75	63	67	101
52	68	76	64	68	101
53	69	77	65	70	101
54	70	78	66	72	101
55	71	79	67	74	101
56	72	80	68	76	101
57	73	81	69	77	101
58	74	82	70	78	101
59	75	83	71	79	101
60	76	84	72	80	101
61	77	85	73	82	101
62	78	86	74	84	101
63	79	87	75	86	101
64	80	88	76	88	101
65	82	89	77	90	101
66	84	90	78	92	101
67	86	91	79	94	101
68	88	92	80	98	101
69	89	93	81	102	101
70	90	94	82	106	
71	91	95	83	110	
72	92	96	84	112	
73	94	97	85	113	
74	96	98	86	113	
75	98	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	101	101	89	113	
78	102	102	90	113	
79	103	103	91	113	
80	104	104	92	113	
81	108	107	93	113	
82	112	110	94	113	
83	116	113	95	113	
84	120	116	96	113	
85	124	119	98	113	
86	128	122	100	113	
87	132	125	102	113	
88	136	128	104	113	

89	139	131	105	113	
90	142	134	106	113	
91	145	138	107	113	
92	148	142	110	113	
93	152	146	113	113	
94	156	150	116	113	
95	160	153	119	113	
96	164	153	122	113	
97	166	153	125	113	
98	168	153	125	113	
99	169	153	125	113	
100	169	153	125	113	
101	169	153	125	113	
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				

135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

別表第5中「理事」を「担当部長」に、「参事、副参事」を「担当課長、担当副課長」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

公 告

亀岡市立病院公告第2号

平成25年3月8日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成25年7月31日までとする。

平成25年3月13日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

(候補者受験番号)

1

「揭示済」